

昭和四十五年政令第三百二十七号

電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令

内閣は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三十二条第一項及び第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（手数料）

第一条 電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三十二条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない金額	電子申請等による場合における金額
一 法第三条第三項の更一件につき一件につき新の登録を受けようとする者	千四百円
二 登録証の訂正又は再一件につき一件につき交付を受けようとする者	五十円
三 登録電気工事業者登一枚につき一枚につき録簿の謄本の交付を請求し八百二十六十円しようとする者	十円
四 登録電気工事業者登一回につき一回につき録簿の閲覧を請求しようとする者	七百十四円四百三十円

（権限の委任）

第二条 法第三条第一項及び第三項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第三項、第十条第一項（第十七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第十一条（第十七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条から第十六条まで、第十七条第二項、第十八条の二第一項及び第二項、第十七条の三、第二十八條第一項及び第二項、第三十条第一項、第三十四條第四項及び第五項並びに電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第八十

四号）附則第十二条第二項及び第十三条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、営業所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に関するものは、当該営業所の所在地を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。

2 法第二十七条第一項及び第二十九条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、電気工事業を営む者の営業所の所在地、電気工事の施工場所その他業務に係る場所を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。ただし、法第二十九条第一項の規定に基づく権限については、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則

この政令は、法の施行の日（昭和四十五年十一月二十一日）から施行する。

附則（昭和五十六年五月二二日政令第一七六号）抄

この政令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附則（昭和五十九年五月一五日政令第一三五号）抄

この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

附則（昭和六十二年三月二〇日政令第四九号）抄

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六十二年八月二六日政令第二五九号）抄

この政令は、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年九月一日）から施行する。

附則（平成三年三月二五五日政令第四九号）抄

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月二四日政令第七七号）抄

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月二四日政令第六七号）抄

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一一年二月三日政令第三八五号）抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二四日政令第九八号）抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三一一号）抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一六年三月二四日政令第五七号）抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日から施行する）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日から施行する）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日から施行する）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日から施行する）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日政令第一二八号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。